

第24回柏市農業委員会総会議事録

1 平成29年5月10日(水)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長相模農夫男が招集した。

2 場所 柏市 本庁舎別館 4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 鈴木 房 夫 | 2 番 | 伊 原 清 |
| 4 番 | 林 伸 司 | 5 番 | 欠 員 |
| 6 番 | 浜 島 照 雄 | 7 番 | 鈴木 勲 |
| 8 番 | 染 谷 茂 幸 | 10 番 | 欠 員 |
| 11 番 | 欠 員 | 12 番 | 程 田 平 |
| 13 番 | 渡 部 和 子 | 14 番 | 酒 卷 寿 雄 |
| 15 番 | 岡 田 英 夫 | 16 番 | 飯 塚 恒 男 |
| 17 番 | 相 模 農夫男 | 18 番 | 染 谷 茂 |
| 20 番 | 坂 卷 洋 行 | 21 番 | 遠 藤 秀 生 |
| 22 番 | 成 嶋 君 美 | 23 番 | 金 子 守 孝 |
| 24 番 | 谷田貝 和 代 | 25 番 | 村 越 等 |
| 26 番 | 山野辺 守 | 27 番 | 中 台 実 |
| 29 番 | 秋 谷 昌 治 | | |

26名中22名出席 欠員3名

4 欠席した委員は次のとおりである。

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 3 番 | 秋 谷 幸 男 | 9 番 | 西 川 圭 二 |
| 19 番 | 飯 野 文 夫 | 28 番 | 増 田 直 晴 |

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 局 長 | 高 橋 一 寛 |
| 副 参 事 | 寺 嶋 浩 |
| 副 主 幹 | 早 崎 秀 隆 |
| 副 主 幹 | 堀 江 潔 |

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可
について

- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その2）
- 議案第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (5) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (6) 農地法第5条の規定による許可申請書の取下げについて

(午後2時00分開議)

議長 こんにちは。

定刻になりましたので、総会を開催をいたしたいと思えます。

本日はお忙しいところをご参集をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、第24回柏市農業委員会を開催をいたします。

議長 本日の出席委員は26名中22名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議長 まずは、農業委員会改選に伴って、委員会を先ほど開催しまし

た。委員の皆さんには引き続き総会ということで大変ご苦労さまでございます。また、きょうはまた足元の悪い中、そして、また田植えとかいろいろ作業大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

議長 それでは、日程 1，議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任の方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

遠藤秀生委員，成嶋君美委員，よろしく願いをいたします。

議長 次に、日程 2，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は第 3 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、飯塚委員長，よろしく願いをいたします。

飯塚委員長 こんにちは。

それでは、報告させていただきます。

農地第 3 調査会は、去る 5 月 1 日，2 日，平成 29 年度第 1 回農地調査会を実施しました。

最初に、事務局から今回の調査事案である農地法第 3 条 9 件，第 5 条 6 件，非農地証明 1 件，主たる従事者証明 1 件について概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後、今回の調査事案について現地調査並びに面接調査を行いました。なお、平成 29 年 1 月に開催された第 20 回総会では、農地法第 3 条，第 4 条，第 5 条の案件がなかったため巡回パトロールの報告

はありません。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を飯塚委員長，お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1 番についてご報告いたします。

調査会資料は 3 ページからになります。

本件は、松戸市在住の農家の方が、後継者に贈与するための所有権移転の許可申請であります。

申請地は、増尾の田 1 筆，1，416 m²で、水稻を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては 3 人で従事し、耕作面積は 63 a です。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め、第 3 調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問ございませんか。

渡部委員 この農業従事者の3人という方は、こういった方が従事しているのでしょうか。

飯塚委員長 奥さんと、あとせがれさんが一応会社員で、何日かやるということで3人ということです。

渡部委員 このご本人さんは病気で、農業ができなくなって、それで今度は主に息子さんにその分をやってほしいということで、その63a持っている土地のうちの1,416㎡を息子さんに贈与するというのでいいのでしょうか。

飯塚委員長 ええ。

渡部委員 とすると、残りは息子さん名義ではなく、お父さん名義ですね。

今後後継者としてやっていくためには、ある程度仕事をしながら従事するって、お父様が農業できなくなると非常に大変にならないかしらとちょっと素朴に思ったんですけれども。

飯塚委員長 それは持っていて耕作するというか、トラクターで耕ってやっているという状況らしいんですね。だから、たまにネギだけ。

村越副委員長 今体悪いから、あまり野菜の作付していないらしいんですよ、お父さんが。せがれさんは、勤めながらまだきちんとやるといっても、いつもはできないとは言ったんですけれども、徐々にやってもらおうということで聞きました。

渡部委員 3人が2人になると、作付とか、要するに農業やっていくのって非常に大変にならないかなと素朴に思ったのと、持っている土地の一部分だけを贈与するというのは、しっかり自覚を持って農業、おまえやってほしいんだよということがあって、息子さんに贈与をするのかなと。

飯塚委員長　そういうことは言っていました。お父さんご本人が，息子にやる気を持たせるために，田んぼだけは贈与をここでしようって。

渡部委員　水稻のやることについては，特に問題なく，今なかなかやっていないというか今あったけども，きちんとお米をつくっていけるのかなとちょっとと思って，耕作がされないままになったりということはない，そういう心配は特にはないのでしょうか。

村越副委員長　自分でも見ながらというか，田んぼへは見に行けるらしいんですよ。だから，そういうの見ながらやるようなことは言っていました。

渡部委員　わかりました。

議長　ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長　なしという声がありましたので，1番を承認いたします。

議長　次の審議に入ります。

2番から6番については関連がありますので，一括して調査結果の報告を飯塚委員長，お願いいたします。

飯塚委員長　それでは，2番から6番について一括してご報告いたします。

調査会資料は5ページからになります。

本件は，柏在住の譲受人の方が，新たに農地を借りて新規就農するため，また，2番から6番の譲渡人の方は，新規就農支援のため賃借権設定の許可申請で，期間は3年です。

申請地は，岩井の畑8筆，合計面積5，412㎡です。

譲受人は，農場に勤務した後，2軒の農家と農業関係の学校で研修

し、技術や経営を学び、新規就農の準備をしているところです。

農業経営の実施計画は、ブロッコリー、ニンニク、レタス等の栽培を母と姉の3人で行い、5年後には耕作面積も約2倍にふやしたいという計画です。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

事務局に補足説明を求めます。

事務局。

事務局 それでは、事前にお送りしております右上に調査会資料別紙と書かれたものを、事務局のほうから少し説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1ページ目めくっていただきまして、すみません、ページ数が振られておりませんので、順番にめくっていただいご説明をしたいと思えます。申しわけございません。

まずは、1枚目めくっていただきますと、最初に経歴書が書かれてございます。

申請者は、●●歳の男性でございます。お手元の資料●●歳となっておりますが、●●歳の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

この方は、平成24年から約3年間、●●市の農場に勤務、その後、平成27年から2軒の農家と、あとは農業関連の学校で研修をし、就農の準備をしております。

それでは、右側のページをごらんください。

営農計画書となっております。こちらにつきましては、その次のページからの農業経営実施計画書、こちらのまとめたものになっておりますので、次のページをめくっていただいた農業経営実施計画書の

ほうでご説明をさせていただきます。1枚めくっていただければと思います。左上に、農業経営実施計画書と書かれているページでございます。

目標とする営農類型は主に露地野菜となっており、ブロッコリー、ニンニク、レタス、サトイモ等を岩井の畑、約5反4畝で行う計画で、徐々に生産量、面積もふやしたいということです。

右側のページをごらんください。

機械、施設と労働力についてとなっております。

トラクター、管理機、パイプハウス、トラックなどは取得済みです。労働力につきましては、本人のほか、母と姉に手伝ってもらおう計画となっております。

それでは、次のページをごらんください。

左側のページ、農産物の栽培計画というページになってございます。

こちら、作物ごとの栽培計画となっております。

右側のページ、こちらは年間の収支計画でございます。初年度につきましては、●●万円の売り上げに対して、約●●万円の経費を計上し、販売先は農協、市場、直売所を考えているということでございます。

続きまして、次のページをごらんください。

こちらには、農業研修の状況、10番農業研修の状況、11番作物の栽培方法等について記載がございます。

研修の状況につきましては、記載のとおりでございます。作物の栽培方法は普通栽培、なお、集落活動に参加するという確約書がこちら別途提出されてございます。

内容につきましては、以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

何かご質問ございませんか。

鈴木（房）委員 生産作物で、これ野菜はわかりますけれども、この梅というのは、木がもう植えてある。

村越副委員長 もともと置いてあったところを借りたらしいんですね。

鈴木（房）委員 ああ，そうですか。今から植えているんじゃないから。

村越副委員長 だから，もう収穫はできるらしいです。

鈴木（房）委員 わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

渡部委員。

渡部委員 農作業従事延べ日数●●日って，365日のうちの●●日しか休まないのかなと思ったら，そうではなく，これは4月から次の年の4月のという意味ではないんですよ。つまり，1年1カ月かもしれないということの●●日ってなるんですか，1回としては。

事務局 ただいまのご質問ですけれども，この合計延べ日数については，各作物についての日数になっておりますので，365日のうちの●●日という意味ではなくて，総労働日数みたいな形で考えていただきたいと思います。

ですから，もしもこれが1,000日という形で出ても，あり得るという理屈になっています。

以上です。

渡部委員 ああ，これは合計を。

飯塚委員長 仕事の内容によって，延べ日数。

渡部委員 年間農業従事日数の●●日というのは，これは365日のうちの●●日を農業，仕事しますよということですよ。そうすると，こちらが多分延べというのは，今わかりましたけれども，新規農業営農で，いろんな作物つくる中で，●●日というのが，少し印象として少ないような印象をちょっと受けたんですね。だから，そのほかの日

は、何か家のことをやっている、よく見回りに行っても1日と数えるといつかおっしゃったから、だから、●●日というのが、ちょっと少ないなという印象を持ったんです。

議長 極論いうと、大体この農業って365日ですよ、大体。休みの日だって、ちょこっと見に行ける、本当からいえばね。毎日作物は育っていますから、休まないですから。

ほかに質問ございませんか。

渡部委員 すみません、追加で。

それで、よく研修の期間とか、あと農業従事した後の給付金って、年間150万のございますよね。この方も、その研修しているときは、そういう制度をご利用されていたのか。今度新規、正式にというか、就農すると、その150万という給付金をこの方も受けながら、農業に従事するのかというところだけ教えてください。

事務局 この方につきましては、まず就農前の状態では、給付金は申請をしていないということでございます。就農後に給付金の申請をし、受給をするという考えであるというふうに伺っております。

以上でございます。

議長 ほかに質問ございませんか。

中台委員。

中台委員 このトラックというのは、軽ですかね。軽トラックになりますか。

飯塚委員長 4番ですよ。軽ですよ。

議長 軽だと思う。

ほかに質問ございませんか。

程田委員 これ、作業所はどこにあるの。

飯塚委員長 それは、まだどことは聞かなかったんですけれども。

議長 坂巻さん。

坂巻委員 光熱水費で、ガスとか水道は出ているんですけれども、電気は通っていない。夜なべはできないんですか。

議長 でも、光熱費っていったから、中に入っているんじゃないのかな。水道光熱費だから、きっと多分電気もその中に入っているのかなって。だから、光熱の中に入っているんじゃないの、電気代は。

じゃ、事務局、今後は確認しておいてください。

事務局 わかりました。

議長 成嶋委員。

成嶋委員 ちょっと経費計画の中の資材費、肥料費●●万円とありますよね。9番の経費計画。資材費、内訳で肥料費●●万円。●●万円って肥料というのは、大分こんだけの反別種類やっていて野菜じゃ少ないような気がするんですけれども。

林委員 低農薬って書いてあるね、ここにね。

議長 栽培計画の中に、低農薬って書いてあるね。やっぱり化学肥料を減量しているのかな。

(「低農薬、普通栽培」の声あり)

議長 先ほどの質問の中で電気代というのは、計画の段階では、それ電気代は入っていないというような形みたいですよ。それ資料、確認すればわかると思うんですけれども。

飯塚委員長 水道代の中へ電気代も入っています。

議長 ほかに質問ございませんか。

坂巻委員 この方，多分岩井の●●さんですか，研修されていますけれども，今後も多分その人が幾らか援助はされると思うんですが，この本人と対峙したときの印象だけ確認いただきたいです。

議長 委員長。

飯塚委員長 農業に対して一生懸命やるという感じの印象は受けましたけれども。

坂巻委員 今後頑張っていけそうな感じなんですか。

飯塚委員長 と思うんですけれども。

坂巻委員 わかりました。

坂巻委員 ちょっとこの譲渡人の人は，ここ今までつくっていたの。

浜島委員 これ，うちの畑の近くなんですよ。そばなんですよ。つくっているところもあれば，荒れているところもある。

議長 質問ございませんか。

議長 ないようでしたら，今のところを承認をいたしますけれども，よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 次の審議に入ります。

7番と8番について関連がありますので，一括して調査結果の報告

を飯塚委員長，お願いいたします。

飯塚委員長 それでは，7番と8番について一括してご報告いたします。

調査会資料は9ページからになります。

本件は，松ヶ崎在住の農家2軒が，不整形の土地を整形にして，耕作の利便性を上げるため，交換による所有権移転の許可申請であります。

申請地は，7番，8番とも松ヶ崎の畑1筆，86㎡で，サツマイモを栽培する計画です。

7番の譲受人の農業経営の実態につきましては2人で従事し，耕作面積は50a，8番の譲受人の農業経営の実態は3人で従事し，耕作面積は59aです。

現地調査，並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ適正であると認め，第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，それぞれの譲受人に対して，申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番と8番について，何か質問ございませんか。

渡部委員。

渡部委員 これ，どちらも土地の面積が86㎡でぴったりなんですよね。ぴったりだから，そこに金銭の何もなく，同じ面積で交換できる。これが，たまたま何でぴったりなのかな，同じどちらも1筆で，何でぴったりなのかなとちょっと思ったんですけれども。ほかにも，本当は交換して，もうちょっときちんとした形の土地にしたいところあるけれども，ここは面積がたまたま一緒だったから，それで不整形になるべくいい形になるからということで，その面積との関係で，この土地とこの土地ってなったんですか。その周りの土地の所有者との関係

がちょっとわからないので、ほかにも本当は交換したらやりやすくなるけれども、それだと、面積が合わなかったりするんで、交換するにはこの同じ面積同士をというふうになったんですか、今回は。このぴったり86だったから、偶然の一致なのか、このぴったりの土地を選んで交換したのかなってちょっと。

飯塚委員長 やっぱり交換して、これが本当の形がよくなるという条件で交換したらしいんです。

議長 面積は関係ない。

渡部委員 面積は関係ない。

議長 事務局。

事務局 お二方のお話を聞いておったところ、この面積については、税務署等にも協議をしまして、同一面積の同一地目にしたいということで申請が上がってきております。だということは、協議した上での分筆、協議した上での利用譲渡という形になっています。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、7番と8番を承認いたします。

次の審議に入ります。

9番について調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、9番についてご報告いたします。

調査会資料は11ページからになります。

本件は、あけぼの在住の譲受人の方が、新たに農地を借りて新規就

農するため、また、譲渡人の方は、高齢で農業経営を縮小したいため、使用賃借による権利の設定を伴う許可申請で、期間は3年です。

申請地は、大青田の畑4筆、合計面積7,018㎡です。

譲受人は、大学の農学部を卒業し、農産工業の会社に勤務、その後、農業関係の学校と3軒の農家で研修し、技術や経営を学び、新規就農の準備をしているところです。

農業経営の実施計画は、ハウレンソウ、ニンジン、ブロッコリー等の栽培を妻と2人で行い、5年後には耕作面積を20aふやしたいという計画です。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

事務局、補足説明をお願いします。

事務局 それでは、先ほどの方と同様に、別紙のほうでご説明をさせていただきたいと思います。

そうしましたら、先ほどの新規就農の方の後になります。

まず、左のページに履歴書がやはり掲載してございます。

申請者は、●●歳の男性となります。平成11年に大学の農学部を卒業し、その後、農産工業の会社等に勤務、平成28年に農業関係の学校で半年研修、その後、柏市農業委員3軒のもとで研修をし、就農の準備をしてございます。

隣の右のページになります。営農計画書となります。こちらもちよっと修正がございました。すみません、右上になります。農作業従事延べ日数、こちらが現在●●と書かれてございますが、こちら●●の誤りでございます。●●が●●でございます。訂正をお願いいたします。

なお、今回の申請者は、営農計画書、その後続きます農業経営実

施計画書がそれぞれ2部ずつ提出されてございます。この理由につきましては、最初のもは、許可後5月から12月までの8カ月間の内容となっております。その後のものにつきましては、2年目になりますが、翌年1月から12月までの1年間の内容ということとなっております。この2つに分けた理由につきましては、今回の許可がされた後、12月まで栽培するものと、その後、2年目に栽培するものが若干異なるため、栽培のサイクル、区切りの関係で2年目もご提出をいただいております。

それでは、それぞれご説明をいたします。

ページをめくっていただきたいと思っております。

まず、1年目の農業経営実施計画書、こちら左側になってございます。目標とする営農類型は主に露地野菜で、この12月までにつきましては、ホウレンソウ、ニンジン、ブロッコリー、枝豆のほか、大根、キャベツ、こちらを大青田の畑約7反で行う計画になっており、徐々に生産量、面積もふやしたいということでございます。

なお、お手元の資料で中ほどになりますが、実面積の欄、こちら55a、括弧してプラス作業場など15aという表記がされてございます。これは、ここを設置する作業場、通路等で作付できない部分などが約15a程度あるということで、実際の作付ができる面積が55a程度であろうということなので、そのような表記になってございます。

それでは、右のページ、機械、施設と労働力についてでございます。

この方は、トラクター、管理機、動噴などの記載があり、ほとんど購入済みとのことですので。

労働力につきましては、本人ほか、妻に手伝ってもらおう計画となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、農作物の栽培計画が左側に書かれてございます。

ちょっと先ほど渡部委員さんからご質問ありました日数につきましては、ここの栽培ごとの右側に合計延べ日数書いてございまして、一番下に栽培作物それぞれの単なる合計数字、こちら●●になってございますが、この数字が先ほどの営農計画書の農作業従事延べ日数、こちらに落としてある関係でちょっと訂正をしておるということでございます。

それでは、右のページになります。

こちらは、販売計画、あとは経費の関係でございます。

収支につきましては、1年目、12月までとなりますが、●●万円の売り上げに対しまして、●●万円の経費を計上してございます。この中には、先ほどの機械代、これが約●●万円、これを全部計上こちらのほうにしている関係で、経費のほうが大きくなってございます。

また、12月までの期間で計算しておるため、売上量についても少なくなっているということでございます。

販売先につきましては、●●、●●、●●を考えているということでございます。

それでは、ページをめくっていただきたいと思えます。

農業研修の状況、作物の栽培方法等でございます。

栽培方法につきましては、普通栽培となつてございまして、研修先については、表記のとおりでございます。

なお、集落活動に参加するという確約書が別途提出されてございます。

続きまして、右側のページをごらんください。

先ほどもご説明しましたが、この方は2年目についてもご提出をいただいております。

この2年目につきましては、翌年1月から12月までの丸々1年間という形でご提出をいただいた内容になっております。

ここでも1点、右上延べ日数でございますが、こちら●●日ではなしに●●日になります。すみません、訂正をお願いいたします。●●日でございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、農業経営実施計画書、こちら2年目のほうになります。

目標とする営農類型につきましては、先ほど農用露地野菜となりますが、月ごとの品種が減つてございます。ハウレンソウ、ニンジン、ブロッコリー、枝豆、こちらの4種類となっております。

右のページをごらんください。

機械、施設と労働力でございます。

ほとんど先ほどの内容と同じでございますが、2年目については、予冷庫が計上されてございます。

それでは、次のページをごらんください。

左側が農作物の栽培計画となっており、また、右側のページが収支の関係になってございまして、2年目につきましては、約●●万円の売り上げに対して、経費●●万円程度ということで計上してございます。

販売先につきましては、先ほどご説明した場所と同じで、●●、●●、●●ということとなっております。

ご説明のほうは以上となります。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

9番について、何か質問ございませんか。

成嶋委員 9番の経費計画で、出荷調整費で売り上げ●●万掛ける●●%とありますけれども、これ一律●●%じゃないと思うんですけれども、かしわでさんが●●%、いただいていないと思うんですけれども。ほかのわくわくだったら●●%、これ、パーセントもっと少なくなるんじゃないですか。

事務局 はい。

ただいまの質問ですけれども、算出根拠から考えれば、これ、●●%なんで●●万円という数字なるんですね。でも、これ多分●●%以内であろうという考え方で多分つくられているんだと思います。

それと、そもそも出荷調整費をやる前に、今回この方が耕作したの初めてで、今まで遊休地だったものを耕作できるような形で整備して、それで今やっているわけですから、出荷なんてまだやれるというような状態ではないと思います。あくまでも、見聞きしたものをこの中に記入したということだと思われま。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

なければ、議案第1号を採決しますが、よろしいですか。

鈴木（房）委員 たまたま家の近くでこの方が就農するというので、いろいろ気になって見ているんですけども、かなりしっかりはやっていますよね。一生懸命。でも、作付がすごい早さで作付していて、出荷のことが少し心配です。

議長 まず、つくるんだという気持ちが先行しているんでしょう。

鈴木（房）委員 2年目からキャベツや大根は省いてありますよね、これ見ると。地元からすれば、今まで結構耕作放棄地までもいかない、いかなかったんですけども、結構荒れていたんですよ、土地が。それで、この方がやるようになってからきれいになったから、自分としては大変に喜んでいきますよね。やる気は相当あると思いますよ。かなり遅くまで泥になってやっていますからね。

中台委員 自分のところも研修に来たんですけども、こういう農業委員会通して、新規就農ということでやる気十分あるんだけど、現実問題として、大やけどしたら大変だから心配しているんだけど、やる気があるんだからがんばってもらいたいと思います。

渡部委員 何点かいいでしょうか。

奥さんも●●日間農業に従事するということは、奥さん自身はお仕事をしながら、その合間に●●日間くらいを仕事一緒に手伝うよということなんでしょうか。

議長 でしょうね。

渡部委員 それで、たまたま2件の新規就農があったので、ちょっと見比べてみると、例えばこの●●さんの場合は、トラックがないんですね、この機器の中に、生産機器・施設の中に。トラックって、なければ運搬できないと思うんですけども、そういう扱いは、この中ではどういうふうになるでしょうか。

議長 軽のワゴンがあるんだそうです。

渡部委員 じゃ、そういうので。

あと、生産物の販売計画なんですけれども、前の●●さんは、例えばブロッコリーが単価が●●円で、この方は●●円なんですね。キャベツの単価が、●●さんは●●円で、この方は●●円なんです。もちろん、この考え方で違いはあるんでしょうけれども、開きが何かちょっと多いな、大きいなと思ったんです。それは、例えばブロッコリーの大きさとか何かそういうのが違うのかしらとかわからないんです。こういうふうに思ったんですけれども。こういうときの単価のこの違い、やっぱり販売できるという見通しをもって単価って決めるんだろうと思うので、こういう違いのところでは、何か計画を立てるときに、指導のやりとりで、ちょっとこれ高いんじゃないですかとか、何かそういうことというのは、特にないんですか。

議長 野菜というのは、その収穫した時期とか何かによって、値段が倍も、2倍も3倍もしちゃうときもあるし、ブロッコリーだって、●●円とか●●円とか●●円とかということもあるし、●●円とかというときもあるしね。だから、その辺の設定はどういうふうに、計画だから、これ。それでいいのかなと思うんですけれども。本当に農産物って難しいんですよ。そのときによって、全然値段が違いますから。

渡部委員 参考までに、先ほど聞いた給付金、準備なんかの研修しているときの、実際に就農を始めた後のこの給付金というのは、この場合はどうなるのかというところだけ。

事務局 ちょっとその前の質問になってくると思うんですけれども、ハウレンソウの単価等この中に記載されている経営実施計画書については、柏の農業事務所監修でやっておりますので、金額的なものとか、その他もろもろについては一応見ている。及第点をあげているんだろうと思われれます。必ずそれは見に行っているはずですので、その点大丈夫だとは思っております。

以上です。

渡部委員 給付金。●●万の給付金。

事務局 給付金につきましては、先ほどの方と同様で準備の段階ではもらっておらず、これから就農後にやはり給付申請をするというふうに伺っております。

渡部委員 5年間もらえるわけですよ、●●万。そうすると、それがなくなった後、ちゃんと生活できるようなそれを5年間でしっかりと構築していかなきゃいけないということなわけですよ。

そうすると、やっぱり研修先の方とか、いろんな方のやっぱり助言とかそういうのを引き続き受けながらでないと、大変なのかなというふうにはちょっとと思いますが。

議長 確かに、本当に新規就農は大変だと思いますよ。

中台委員 もらった金以上に出ちゃうからね。だから、けがしないように。

議長 まあ、●●万あれば家賃払わなきゃな、最低の生活はできるけれども、今度家族とか何か維持していくといたら、とんでもないもんな。

中台委員 これ、就農で●●万もらって、ある程度販売経費とかそういう毎年これ届け出るんですか。

事務局 収支は出ると思います。

中台委員 届け、農政課か何かに出す。

事務局 そうです、そうしないと、補助金の申請にならないですから。

中台委員 その収支が赤字で、大丈夫。

事務局 それに対しては、赤字黒字を問わずだと思えます。それはなぜかという、実績によってもいろいろと違ってきますけれども、取りそろえる機械等の関係で、1年間マイナスになる可能性もありますし、いろいろあると思えます。

以上です。

議長 ほかに質問ございませんか。

よろしいですか、9番。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、9番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が議案説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は15ページからになります。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う専用住宅用地への転用の許可申請であります。

申請地は、布施の畑1筆、264㎡です。

市街化区域に近接し、10ha以上の集团的農地の区域でないことから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在実家に親と同居していますが、子供の成長に伴い、将来的に手狭となるため、実家近くの父の土地を借りて分家住宅を建築する計画に至ったものであります。

建築内容は、木造平屋建て、建築面積98㎡です。

被害防除対策につきましては、雨水は建物の周囲に雨水浸透ますを設け、オーバーフロー分を既設道路側溝へ放流、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、既設道路側溝へ放流します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、2番についてご報告いたします。

調査会資料は19ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う貸し資材置き場及び貸し駐車場用地への転用の許可申請であります。

申請地は船戸山高野の畑2筆，1，140㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は，船戸で建材業を営む法人の役員で，既存の資材置き場では手狭になったため，既存施設に近い申請地に新たに資材置き場と車両置き場を整備し，当該法人へ貸しつける計画にいたったものであります。

申請地は，厚さ10cmの碎石舗装とし，出入り口はコンクリート舗装とします。砂・砂利・コンクリートブロック等の資材置き場のほか10台分の車両置き場を設けます。

被害防除対策につきましては，雨水は自然浸透で，隣接農地はありません。なお，南側には既存単管パイプ，その他周囲は一部を除き既存コンクリート土どめ，またはブロックによる土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので，2番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、3番についてご報告いたします。

調査会資料は23ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う貸し植木置き場用地への転用許可申請であります。

申請地は、藤ヶ谷の畑2筆、562㎡です。

市街化区域に近接し、10ha以上の集团的農地の区域でないことから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、造園業を営む法人の役員で、隣地が自宅兼造園業の置き場事務所であり、一体的に利用できるため、植木置き場を整備し、当該法人へ貸しつける計画に至ったものであります。

申請地は現況での使用とし、サツキ・ツツジ等のほか、ユンボ・ブロック等を置きます。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透、隣接所有者からの申し出があり、フェンス、ブロックは設置しないとのことです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、3番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

4番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、4番についてご報告いたします。

調査会資料は27ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置き場用地への転用の許可申請であります。

申請地は、藤ヶ谷の畑2筆、786㎡です。

市街化区域に近接し、10ha以上の集団的農地の区域でないことから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、大型クレーンのリースを扱う法人で、既存の資材置き場では手狭になったため、既存施設の隣接地に資材置き場を設置する計画に至ったものであります。

申請地は、切り土をした後、砂利敷き30cmとし、大型クレーンの部材置き場とします。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透、切り土は隣接農地との境界から約30cm離して行い、隣接所有者からの申し出があり、フェンス、ブロックは設置しないとのことです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問ございませんか。

渡部委員 ちょっとすみません，1点だけ。

先ほどもちょっと思ったんですけれども，通常，境界のところって何か設置してほしいというほうが多いんじゃないかと思うんですね。これは，どちらもフェンスとかブロックは設置しない。これ，隣接所有者から申し出。これは，何か特別な理由ってあるんでしょうか。

飯塚委員長 隣が畑で，トラクターだの回るときに，フェンスあると当たるとかそういうことらしいんですけれども。

渡部委員 むしろ設置してもらっちゃうと困っちゃうからということなんですね。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，4番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

5番について，調査結果の報告を飯塚委員長，お願いいたします。

飯塚委員長 それでは，5番についてご報告いたします。

調査会資料は31ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う米倉庫用地への転用の許可申請であります。

申請地は，箕輪の田1筆，3,844㎡で，農業振興地域の農用地区域内の農地であります。

農用地区域の場合は，原則として許可できませんが，農用地利用計画で指定された用途への転用は，例外的に許可できるものであります。

譲受人は農業協同組合で既存の米倉庫3カ所の老朽化に伴い，3倉庫を統廃合し，農協支店の隣接地に新たに米倉庫を設置する計画に至ったものです。

建築内容は，鉄骨造り平屋建て，建築面積990㎡で，駐車場を1

6台分確保します。

被害防除対策につきましては、雨水は雨水貯留槽を設け、前面の市道接続ますへ放流、周囲にはL型擁壁、コンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問ございませんか。

染谷（茂）委員 1ついいですか。

これは、今既に3カ所あるということ、老朽化ということなんですか。これはもう廃棄、潰しちゃうということですか。

村越副委員長 できたら潰すとは言っていました。

飯塚委員長 3つともなくす予定だったと。

染谷（茂）委員 じゃ、米の出荷も1カ所ということなんですか。

村越副委員長 1カ所に集めて、米集まるのかと聞いたんだけど、この地域、1カ所に集まると、ここに持ってくるのは大変ですよ。業者、多分今高いでしょう。それも聞いたんだけど、そうしたら、米今度自分で高く買うって言ったんだ。今まで買い取りじゃなかったでしょう。買い取りで今度やるようになるって。

染谷（茂幸）委員 工期が●●月●●日と出ていますけれども、今年度中に仕上がるんですか。

議長 今年度というか、来年でしょう、来年。

（「来年の●月」の声あり）

議長 何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしという声がありましたので、5番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

6番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、6番についてご報告いたします。

調査会資料は35ページからになります。

本件は、交換による所有権移転を伴う車両置き場用地への転用の許可申請であります。

申請地は、鷲野谷の畑1筆、363㎡です。

甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、建設業を営む法人で、既存の車両置き場では手狭になったため、新たに設置する計画に至ったもので、隣接の自社所有地と一体的に整備します。

申請地は、砕石敷き20cmとし、車両置き場として9台分を整備します。場外からの土砂は、299㎡の埋め立て範囲を深さ2m掘り込み搬入、掘り込んで出た土砂で整地します。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透、境界外周に鋼板を設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務

指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について、何か質問ございませんか。

質問ございませんか。

染谷（茂）委員 1点いいですか。

この今度の工事車両出入り口、これは既に●●●，そこで所有しているんですか。

村越副委員長 そうです。

●●●の高架下の、●●●が道路側に持っていたやつを。この●●●さんというの、交換の理由というのが、●●●さん畑入るのに、この下の道路ありますよね、この道路狭くて、入りづらいというのがあって、その上の道路、こっちが広くて、広いんで、この道路からこの●●●，●●●というのがありますよね。この地番。●●●の土地なんですよ。これと●●●さんの土地、この何番だ、●●●を交換したということだと思っただけなんですけれども。

染谷（茂）委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしという声があったので、6番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は41ページからになります。

本件は、宅地へ地目変更登記をするための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請であります。

申請地は、名戸ヶ谷の畑2筆、803㎡で、現況は宅地であります。

申請者は、平成28年8月に相続により所有権を取得しましたが、昭和51年ごろから宅地として利用されていたということです。

平成7年5月撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま20年以上宅地として利用されていると判断できます。

また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分も受けておりません。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、1番は承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は、43ページからになります。

本件は、大室在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地を柏市へ買い取り申し出するための農業の主たる従事者についての証明の申請であります。

申請地は、大室畑4筆、3,568㎡です。

申出者の農業経営の実態につきましては、3人で従事し、耕作面積

は133aです。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が高齢及び病気により運動能力が著しく低下し、農業に従事することが不可能であると医師に診断され、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

渡部委員 すみません、1点だけ。

面接調査、本人となさったんですか。

飯塚委員長 代理人が来たんです。

村越副委員長 本人も。

飯塚委員長 本人も来たけれども、代理人も来たんだな。

渡部委員 81歳で、認知症と書いてあったから、本人が来て、面接するのって大変なんじゃないかなとちょっと素朴に思ったので。

程田委員 これ、何年ぐらいたつの、生産緑地指定するの。

事務局 平成4年からですので、25年になると思います。あと5年たてば、一度切れるという形になるんですね。

以上です。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決をいたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、議案第5号(その1)につきましては、金子委員が農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(金子守孝委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 第1番は、柳戸に所在する農地所有適格法人が、鷲野谷の畑1筆、面積1,338㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。
議案の説明がございました。
何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認をいたします。

議長 議案第5号(その1)を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 金子委員の除斥を解除いたします。

(金子守孝委員が着席)

議長 次の議案第5号(その2)の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。
農政課。

農政課 第2番は、柳戸に所在する農地所有適格法人が、泉の畑1筆、面積721㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第3番は、布施在住の農業者が、千間橋の田1筆、面積2,000㎡に継続して使用貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第4番は、布施在住の農業者が、布施の田2筆、合計面積2,965㎡に継続して使用貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第5番は、若白毛在住の農業者が、五條谷の畑2筆、合計面積1,

685㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第6番は、布施在住の農業者が、布施の畑1筆、面積2,662㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第7番から第16番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が、泉の田2筆、大井の田4筆、大井新田の田2筆、戸張の田5筆、戸張新田の田4筆、合計面積1万9,853㎡に継続して及び新規に賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第17番から第22番は、布施に所在する農地所有適格法人をこれから目指す株式会社が、千間橋の田1筆、布施の畑16筆、布施の田28筆、合計面積5万2,251㎡に新規で使用賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第23番から27番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は全て千葉県園芸協会です。なお、千葉県園芸協会からの賃借権の設定を受ける者は、次のとおりです。

第23番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人で、曙橋の田1筆、面積991㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第24番、25番は、布施に所在する農地所有適格法人で、泉村新田の田4筆、岩井の畑2筆、合計面積8,022㎡に新規に賃借権及び使用賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第26番、27番は、印西市浦部在住の農業者で、千間橋の田1筆、布施の田3筆、合計面積6,205㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

続いて、所有権移転です。

第1番は、高田在住の農業者が、戸張の田1筆、面積1,580㎡の所有権を移転するものです。

第2番は、布施在住の農業者が、布施の田1筆、面積201㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

渡部委員 今の説明の中で、計画番号17番以降のこの●●●というのは、これから農業を目指すというふうに今説明だったですか。余り聞いたことのない会社だなと思ったんですけれども、どういったところなのか。

今、これからと言ったので、ちょっと聞き間違いだったかもしれませんが、ちよつとこの会社のこと、ご説明いただければなと思います。かなり大量な農地のあれがあるんで。

議長 農政課。

農政課 ご説明いたします。

おっしゃられるとおり、これから新たに農業法人として始めていく法人でございます。

ただし、こちらの株式会社●●●の実態としては、役員、こちらの貸付者になっておきまして、実際、こちらの方が法人化するに当たり、自ら所有する農地について使用貸借権を設定するというような内容になっております。

以上です。

議長 代表は誰。

農政課 こちらの代表は、●●●さんの奥さんがたしかなっております。

渡部委員 今まで、つまり法人化していないでやっていたけれども、これから法人化してやるんですよということですね。わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

特に、この賃借料というのは、無料であっても貸借はこれいいわけですか。約束事ですから。

農政課。

農政課 特段，使用貸借であっても問題ないんですけれども，権利としては利用権の貸貸借が弱い部分ございまして，例えば解約の際など，お金払って貸貸借の場合は，実印必要な場合ございます。ただし，こちらの使用貸借の場合，その辺は認めでも可という実態ございまして，若干ですけれども，権利としては使用貸借のほうが弱いというのはございます。

議長 これ，法人化した場合，相続だとか何か発生した場合は，どういうふうな処理。

農政課。

農政課 例えば，今回の●●●さん，もしくはこの●●●さん，相続発生した場合は，所有権移していただく必要はあるんですけれども，ただ，こちらの今回の期間が10年間終わるまでは，その使用貸借権については，法人に，相続した人にまた移りますので，そのまま例えば相続した人から●●●さんのほうに継続して貸しつけするような形になっています。

なので，この10年間が切れた際に，更新の際，また相続した人の名義で新たに更新していただくような形になります。

以上です。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので，承認をいたします。

議案第5号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構でございます。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を事務局に求めます。事務局。

事務局 事務局では、5月1日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人は、逆井5丁目在住の農家の方で、農業経営の実態は、2名で従事し、耕作面積は約300aでございます。

申請地は、逆井5丁目の生産緑地、地番が1116番の畑1筆、2,710㎡のうち農業用倉庫敷地通路部分を除く2,384.62㎡が対象面積となっております。

なお、申請者は当該申請地ではネギ等を栽培し、稲作も行っており、引き続き農業に従事するということでした。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 6月の予定を申し上げます。

1日木曜、2日金曜が調査会で、1日は午前9時から、2日は午後1時から別館第5会議室でございます。

担当は農地第4調査会です。

9日金曜が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

慎重審議ありがとうございました。

大変、私の不手際で長時間にわたりまして大変申しわけございませんでした。

以上をもちまして第24回柏市農業委員会総会を閉会をいたします。

(午後4時39分閉会)